

議案第 9 号

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例を
廃止する条例の制定について

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例を廃止
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が一部改正され、太陽光発電設備の設置に係る近隣関係者への周知義務が同法に規定されたことから、条例の規定が重複することを踏まえ、同法の規定と重複しない太陽光発電設備の設置の自粛の要請に係る規定を我孫子市景観条例に規定することとしたことから、条例を廃止するため提案するものです。

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例
を廃止する条例

我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例（平成29年条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。